

令和2年 第1回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時	令和2年1月27日（月） 15時07分～15時27分	
会 場	ピーポート甘木 3階 会議室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）	小川 孝文（委員） 内藤 主税（委員）
事務局	山南 哲也（教育部長） 池田 篤二（教育課長） 石橋 孝一郎（教育課参事）	浦塚 武実（文化・生涯学習課長） 山見 育志（教育課主幹参事） 中村 守康（教育課総務係長）
議 事	な し	
協議事項	な し	
報告事項	・第14回朝倉市成人式の総括について	
そ の 他	(教育課) ・今後の教育委員スケジュールについて (文化・生涯学習課) ・ぴあら2月1日号について ・甘木海洋センターのB&G財団表彰について	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第1回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしく申し上げます。 それでは、報告事項にまいります。「第14回朝倉市成人式の総括について」 説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>《報告事項 説明》</p>
教育長	<p>何かこの件につきまして、質問やご意見はございませんでしょうか。</p>
A委員	<p>最初のアトラクションの太鼓は、ものすごく気合が入っていて、あれで新成人も静かになったような感じでした。やっぱり真剣に打たれると静かになりますね。最初はザワザワしていましたが良かったと思います。</p>
事務局	<p>太鼓の音で、ホールに入っていない人たちが、ざあっと流れが加速していくと言いますか、そういう効果もありまして、太鼓がやっぱりよいのではないかというふうに思っております。</p>
A委員	<p>伝わってくるものがありましたね。</p>
B委員	<p>新成人の人たちは全体的にきちんとしていましたね。</p>
教育長	<p>全体的に後片付けでゴミを拾って回るのですが、最初のころはゴミが落ちていたのですが、今回はゴミが落ちていることはありませんでした。成人式に配られたプレゼントに冊子のようなものがありますが、あれがいくつかありました。要らないと言って置いていったのだと思いますが、ゴミは無かったです。最近、袴を着たり派手な色の着物を着たりとかいうのはございますけれども、そういうところはきちんと対応して新しい動きになっているというふうに感じています。 今回の成人式のことについてはよろしいでしょうか。</p>
各教育委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>それでは、その他へまいります。</p>
事務局	<p>《その他 説明》</p>
教育長	<p>それでは、これもちまして令和2年第1回朝倉市教育委員会を終了いたします。 お疲れさまでした。</p>

令和2年 第2回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時	令和2年2月13日（木） 15時07分～16時10分	
会 場	ピーポート甘木 保健福祉棟2階 第6学習室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）	小川 孝文（委員） 内藤 主税（委員）
事務局	山南 哲也（教育部長） 池田 篤二（教育課長） 石橋 孝一郎（教育課参事）	浦塚 武実（文化・生涯学習課長） 山見 育志（教育課主幹参事） 中村 守康（教育課総務係長）
議 事	な し	
協議事項	・令和元年度小・中学校卒業式について	
報告事項	な し	
そ の 他	(教育課) ・今後の教育委員スケジュールについて (文化・生涯学習課) ・朝倉市秋月博物館・甘木歴史資料館のイベント情報について ・「東京2020オリンピック聖火リレー」実行委員会の発足について	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第2回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしく申し上げます。 それでは、協議事項にまいります。「令和元年度小・中学校卒業式について」 説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>《協議事項（卒業式 小学校告辞部分） 説明》</p>
教育長	<p>それでは、ただいまの小学校告辞につきまして、ご質問やご意見等がございましたらお願いします。</p>
各教育委員	<p>4か所について、修正の意見あり。</p>
	<p>— 4か所の表現について協議 —</p>
教育長	<p>では、以上の協議結果により修正をしていただきます。 次は中学校の方に参加します。</p>
事務局	<p>《協議事項（卒業式 中学校告辞部分） 説明》</p>
教育長	<p>中学校告辞につきまして、ご質問やご意見等がございましたらお願いします。</p>
各教育委員	<p>7か所について、修正の意見あり。</p>
	<p>— 7か所の表現について協議 —</p>
教育長	<p>では、以上の協議結果により修正をしていただきます。 このあとは小学校の告辞が中学校よりも1分ほど長かったので、小学校の 告辞に削られるところがないかということで見させていただいて、ご意見を願 いします。</p>
	<p>— 文章の削除・修正について協議 —</p>
教育長	<p>ほかにご意見はありませんでしょうか。 それでは、今ご指摘いただいたところを修正しまして、お手元に1回送りま す。気づかれたことがありましたらご連絡をお願いします。</p>
各教育委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>次に、どの学校に出席するかを協議しますので、その件についてお願いし ます。</p>
事務局	<p>《協議事項（卒業式 出席者部分） 説明》</p>
教育長	<p>過去の卒業式の出席状況を確認されて、それぞれ教育委員のご希望を申し ていただければと思います。</p>
	<p>— 協議結果 — ○3月13日（金）中学校卒業式</p>

	<p>教育長：十文字中、小川委員：比良松中、井手委員：甘木中、 内藤委員：秋月中、鹿毛委員：南陵中</p> <p>○3月17日（火）小学校卒業式</p> <p>教育長：三奈木小、小川委員：大福小、井手委員：朝倉東小、 内藤委員：福田小、鹿毛委員：馬田小</p>
教育長	<p>以上で協議事項を終わります。</p> <p>次のその他へまいります。</p>
事務局	<p>《その他 説明》</p>
教育長	<p>それでは、これをもちまして令和2年第2回朝倉市教育委員会を終了いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

令和2年 第3回 朝倉市教育委員会（臨時会）会議録要旨

日 時	令和2年3月9日（月） 14時01分～16時31分	
会 場	ピーポート甘木 3階 会議室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）	小川 孝文（委員） 内藤 主税（委員）
事務局	山南 哲也（教育部長） 池田 篤二（教育課長） 石橋 孝一郎（教育課参事）	浦塚 武実（文化・生涯学習課長） 山見 育志（教育課主幹参事） 中村 守康（教育課総務係長）
議 事	な し	
協議事項	・新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校における臨時休業について ・令和元年度小・中学校卒業式について	
報告事項	な し	
そ の 他	（教育課） ・3月～4月の教育委員会スケジュールについて	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第3回朝倉市教育委員会を開催いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは協議事項に入ります。</p> <p>最初に「新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校における臨時休業について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《協議事項 説明》</p>
教育長	<p>以上で新型コロナウイルス感染症対策についての取組について説明が終わりましたが、何かこの件についてご意見等がございましたらお願いします。</p>
A委員	<p>子ども達のことを考えると、部活動などをバリバリやっていた子たちが1か月近くも運動をしないと、相当時間を持て余すと思うんですよ。</p> <p>何か工夫すればできると思いますが、体力的にもかなり落ちるのではないだろうか心配します。</p> <p>各学校でそういったことについての指導なりは当然やられているとは思いますが、実態としてはどんなものでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的にはあまり外出はしないようにということを述べていますが、換気の良いところで軽い運動等、たとえば庭で縄跳びをすとかそういったレベルの指導を各学校でされているところです。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
A委員	<p>資料にも書いてありますが非常勤講師の取扱いですね。給与の面では通常どおりの給料が支払われるのですか。</p>
事務局	<p>非常勤講師については、採点とか課題の作成とかそういった業務があります。普通どおり雇用しなさいという通知もきていますので、給与面も同じような形で支払われることとなります。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
B委員	<p>学童のことについて質問ですが、市内で学童は統一されているのですか。例えば何時から何時までとか。それとも学童によって違うのですか。</p>
事務局	<p>学童につきましては、すべての学童が夏季休業等の長期休業中の対応をしていただくということで聞いています。朝から夕方までですね。何時からというのは聞いておりません。</p> <p>あと、学校に今日付で通知を出していますが、沢山の子どもが学童に来て密集するような状況になりましたら学校施設も開放することを考えてくださいという通知を出しています。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
C委員	<p>公共施設の臨時休館ということで、新しい予約は止めてあると思うのですが、まだ再開のメドは全くついていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>政府が言っていたのが、1・2週間がヤマ場ですということでしたので、20日まで臨時休館にしています。</p> <p>ただし、また今度15日に政府が発表するようなことを聞いておりますの</p>

	<p>で、それを受けて、また延期するものなのか、どう対応するのかということに対策本部の方で協議がなされます。それに従って施設の在りようを考えていかなければいけないと思っております。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では次に「令和元年度小・中学校卒業式について」の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《協議事項 説明》</p>
教育長	<p>卒業式の件につきまして説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ございましたらお願いします。</p>
C委員	<p>告辞は会場内に掲示するということですが、これは事務局から学校に直接渡していただけるのですか。</p>
事務局	<p>電子データにより学校に送るようにしています。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。この件についてはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは協議事項を終わりたいと思います。</p> <p>その他にまいります。「3月～4月の教育委員会のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《その他 説明》</p>
教育長	<p>それでは、これもちまして令和2年第3回朝倉市教育委員会を終了いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

令和2年 第4回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時	令和2年3月19日（木） 15時08分～16時53分	
会 場	ピーポート甘木 保健福祉棟2階 第8学習室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）	小川 孝文（委員） 内藤 主税（委員）
事務局	山南 哲也（教育部長） 池田 篤二（教育課長） 石橋 孝一郎（教育課参事）	浦塚 武実（文化・生涯学習課長） 山見 育志（教育課主幹参事） 中村 守康（教育課総務係長）
議 事	第1号議案 令和元年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について 第2号議案 令和2年度教育費予算に関する意見の申出の臨時代理について 第3号議案 令和2年度朝倉市教育施策要綱の制定について 第4号議案 朝倉市子どもの読書活動推進協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について 第5号議案 朝倉市子どもの読書活動推進協議会設置規則の制定について	
協議事項	・朝倉市子どもの読書活動推進計画（改訂版）の策定について	
報告事項	・令和2年3月議会について	
その 他	（教育課） ・令和2年度福岡県市町村教育委員会教育長等会議について	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第4回朝倉市教育委員会を開催いたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>第1号議案「令和元年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第1号議案 説明》</p>
教育長	<p>教育課と文化・生涯学習課の説明がありましたが、質問・意見を分けてお願いしたいと思います。</p> <p>まず、教育課の方で何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。ではまたあとで何かありましたらお願いします。</p> <p>では、文化・生涯学習課の方にまいると思います。文化・生涯学習課の方で何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。</p>
A委員	<p>杷木の国際子ども芸術フェスティバルは、災害の時もそうでしたが、組織がないということで、これから先はどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>国際子ども芸術フェスティバルの実行委員会ですけれども、これはもともとNPO法人が中核となって、地域のボランティアの方々を集めて実行委員会を組織して、杷木地域を中心に子供を中心とした国際イベントをやっていたわけですが、29年の災害からその中核となるNPOがいらっしやらなくなり、そして災害の関係でボランティアも集まらなくなったということで、29年から30・31と3年間連続で止めている状況でございます。当時、最後の会長に聞いたところ、もう解散してできないということで聞いております。なお、中核となるNPOですけれども、こちらのNPO自体はいったん解散しているということです。県がNPOの登録を管理しているので、県に確認したところNPO法人は解散したということを知っております。イベントができるような、若しくはそういった組織化ができるような状況ではありませんので、令和2年度については予算は計上しておりません。</p>
B委員	<p>26ページ一番上で、杷木中卒業生からの寄附金ということでしたけれど、これは今年の卒業生ということでしょうか。</p>
事務局	<p>OBの方になります。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本件をご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ご承認いただきました。</p> <p>では次にまいります。第2号議案「令和2年度教育費予算に関する意見の申出の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第2号議案（教育課分） 説明》</p>
教育長	<p>量が多いようですので、分けていきたいと思っております。いま教育課から説明がありましたが、何かご質問・ご意見等がありましたらお願いします。</p>
B委員	<p>30-18ページ、一番下です。スクールバス駐車場の整備と書いてありま</p>

	すが、今は杷木のらくゆう館に停めてありますが、どこか違う場所に新たに作るのですか。
事務局	乗せてきた子供たちを降ろす駐車場の整備です。校門の西側の土地を買い、そこを整備するものです。
教育長	ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではまた何かありましたらあとでお願いします。それでは、文化・生涯学習課にまいりたいと思います。
事務局	《第2号議案（文化・生涯学習課分） 説明》
教育長	説明が終わりました。何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは、本件をご承認いただける方は挙手をお願いします。
各教育委員	はい。（全員挙手）
教育長	ありがとうございました。ご承認いただきました。 それでは次へまいります。第3号議案「令和2年度朝倉市教育施策要綱の制定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	《第3号議案 説明》
教育長	これまでの学習会の中で、どういう形で進めていくかということにつきましては、一覧表をもとに色々ご意見をいただいてまいりましたので、これをこういう形にまとめましたという最終的な案になります。 何かご質問・ご意見等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
各教育委員	はい。（全員挙手）
教育長	ありがとうございました。本件は、原案のとおり可決されました。 それでは次にまいりたいと思います。第4号議案「朝倉市子どもの読書活動推進協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第4号議案及び第5号議案につきましては、関連がございますので、一括提案とさせていただきます。 《第4号議案・第5号議案 説明》
教育長	説明が終わりました。 何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。第4号議案、第5号議案の一括採決とします。原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
各教育委員	はい。（全員挙手）
教育長	はい、ありがとうございました。本件は、第4号議案、第5号議案とも原案のとおり可決されました。これで議案は終わりになります。

	<p>それでは3番目の協議事項にまいります。「朝倉市子どもの読書活動推進計画（改訂版）の策定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《協議事項 説明》</p>
教育長	<p>はい、子どもの読書活動推進計画改訂版についての説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p>
D委員	<p>14ページの「(3) 中学生の時期」のところで、「ゲーム、インターネット等に関心が移り…」と書かれてあるのですけれど、今は多分小学生の頃の方がゲームとかインターネット等に関心が大きいのかなと思って、少し違和感を感じました。</p>
事務局	<p>スマホの使用率を見ますと小学生にもかなりの割合で普及しており、小学生にも同様のことが言えるのではないかと思いますので、文面については小学校にも反映させる形で修正を加えたいと思います。</p>
教育長	<p>ほかにないでしょうか。</p> <p>私の方から、学習状況調査のデータは学校の持っているデータと使ったものは同じものですか。</p> <p>学校訪問で私たちが学校から報告を受ける印象から言うと、もっと本を読んでいるような気がして、これを見たときにエッと思ったんですね。もっと何百冊と全校生徒が読んでいるというような報告を受けていますが、これは文科省のデータを使ってありますから、単独でされた調査ではなく学校に来ているものと同じなんですね。なんとなく違和感を感じました。資料が悪いとかいうことではなくてですね。</p>
事務局	<p>4ページの児童や生徒一人当たりの年間貸出冊数は、いま教育長が言われたように、小学校では127冊・中学校では31冊とかなり読まれているなっています。</p> <p>もう一つ文科省の調査の方では、読書をしない割合というのが19.3%と高くなっています。</p>
事務局	<p>4ページの方は、1年生から6年生までの合計だと思いますが、全国の方は6年生のみですので、それでこういう差が出ていると思います。</p> <p>小学校でいえば、冊数の量は低学年の方が圧倒的に多いわけです。薄いし、1日に2回借りたりする子もいます。6年生や5年生が借りる場合は厚い本で、1週間で1冊読むとかそういうレベルですので、冊数でいくとどうしても5・6年生は減るわけです。なので、その差が出ている、そこを加味して分析をされるといいのではないかなと思います。</p>
教育長	<p>これについては教育課の方で学校にお尋ねして、何が問題なのか、どんなことになっているのかというのを明らかにした方がいいのかもしれないと、今の説明を聞きながら思いました。調べるようなことを考えてください。</p> <p>ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>ではこの件について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>

各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	ありがとうございました。本件はご承認いただきました。 それでは4番目の報告事項にまいります。「令和2年3月議会について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	《報告事項 説明》
教育長	市議会の内容について報告がありました。これにつきまして、何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。 次はその他へまいります。
事務局	《その他 説明》
教育長	それでは、これもちまして令和2年第4回朝倉市教育委員会を終了いたします。 お疲れさまでした。

令和2年 第5回 朝倉市教育委員会（臨時会）会議録要旨

日 時	令和2年3月25日（月） 12時39分～12時56分	
会 場	ピーポート甘木 3階 会議室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）	小川 孝文（委員） 内藤 主税（委員）
事務局	池田 篤二（教育課長） 山見 育志（教育課主幹参事） 中村 守康（教育課総務係長）	浦塚 武実（文化・生涯学習課長） 石橋 孝一郎（教育課参事）
議 事	第6号議案 朝倉市立小・中学校長の任免内申について 第7号議案 朝倉市教育委員会管理職の任免について	
協議事項	な し	
報告事項	な し	
そ の 他	（教育課）（文化・生涯学習課） ・新型コロナウイルス感染症に関する対応について	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第5回朝倉市教育委員会臨時会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、はじめに会議の非公開について発議をいたします。</p> <p>本日の議案2件につきましては、人事案件であることから、非公開とすることを求めます。</p> <p>それではこの発議に対する採決を行います。</p> <p>第6号議案及び第7号議案を非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	<p>全員の賛成により、本発議は可決されました。</p> <p>よって、第6号議案及び第7号議案は非公開といたします。</p>
	<p>【非公開】</p> <p>第6号議案「朝倉市立小・中学校長の任免内申について」 [原案可決]</p>
	<p>【非公開】</p> <p>第7号議案「朝倉市教育委員会管理職の任免について」 [原案可決]</p>
教育長	<p>その他について、何かありますか。</p> <p>ないようでしたら、新型コロナウイルス感染症に関する対応についての説明をお願いします。</p>
事務局	《その他 説明》
教育長	<p>それでは、これもちまして令和2年第5回朝倉市教育委員会を終了いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

令和2年 第6回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時	令和2年4月23日（木） 16時03分～16時46分	
会 場	ピーポート甘木 2階 第2学習室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）	小川 孝文（委員） 内藤 主税（委員）
事務局	高木 昌己（教育部長） 藤森 直人（教育課長） 石橋 孝一郎（教育課参事）	仲山 英俊（文化・生涯学習課長） 橋本 知之（教育課主幹参事） 中村 守康（教育課総務係長）
議 事	第8号議案 朝倉市秋月中学校区小中一貫校建設協議会設置要綱を 廃止する要綱の制定の臨時代理について 第9号議案 朝倉市秋月中学校区小中一貫校建設協議会設置規則の 制定の臨時代理について 第10号議案 朝倉市立中学校部活動指導員設置要綱の制定の臨時代 理について 第11号議案 朝倉市教育支援センター運営委員会委員の委嘱の臨時 代理について	
協議事項	・各種委員等の選出について	
報告事項	な し	
そ の 他	・平成31年度・令和元年度行事出席実績の提出について	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第6回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしく申し上げます。</p> <p>第8号議案「朝倉市秋月中学校区小中一貫校建設協議会設置要綱を廃止する要綱の制定の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第8号議案 説明》</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。何かご質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
A委員	<p>話はわかりましたが、結局、要綱が規則に変わったということだけで、内容は全然変わっていないということですね。</p>
事務局	<p>内容については、全然というわけではございません。</p> <p>要綱についての内容はほぼ変わっておりませんが、こちらに今まで事務要領で行っておりました検討部会などについては若干付け加えさせていただいているところです。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この件についてご承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(承認)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ご承認いただきました。</p> <p>次にまいります。</p> <p>第9号議案「朝倉市秋月中学校区小中一貫校建設協議会設置規則の制定の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第9号議案 説明》</p>
教育長	<p>要綱から変わったところは、何ページのどのあたりですか。</p>
事務局	<p>7ページにあります。条文では第7条の検討部会のところで、こちらが以前は、秋月中学校区小中一貫校建設協議会検討部会設置要領の中で検討部会として定めていたものを、この規則に継ぎ足した形で、追加された状態になっています。</p>
教育長	<p>では、皆さんの方からご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この件についてご承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(承認)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ご承認いただきました。</p> <p>次にまいります。</p> <p>第10号議案「朝倉市立中学校部活動指導員設置要綱の制定の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第10号議案 説明》</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。何かご質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
B委員	<p>第8条の報酬及び旅費について、勤務時間合計は135時間とありますが、</p>

	<p>これを年間で割ってみると、週2回くらいの指導になるのではないだろうかと思えます。</p> <p>1日に2時間程度できる日もあれば1時間しかできないような、季節によって違って来るから、平均すると週に2回程度の指導者が入ることになってくると思えます。そうなる、と、お願いする側も引き受ける側も非常に中途半端な時間になってくるのではないかと思うんですね。</p> <p>それで135時間というふうにしてありますが、ここはいくらか柔軟に考えていいのか、135時間だからこれ以内に収めるのか、そのあたりのことはまだハッキリ出ていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらについては、新規事業として本年度から行うものでございます。それで予算を措置される中で、県の補助金の対象となる時間が135時間までとなっていますので、それ以上は今のところは予算がついておりません。本年度に関しましては、この範囲内で行っていくことになるかと思えます。</p>
B委員	<p>かなりの課題が今後出てくるのではないだろうかと思えますが、慎重にお願いしたいと思えます。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
C委員	<p>指導員の1校あたりの数は、その種目ごとに良いのですか。</p>
教育課長	<p>1中学校当たり135時間が補助金の限度となっています。</p> <p>例えば、この135時間をいろんな部活動に割り振ることはできますが、135時間までしか予算がついておりませんので、今回についてはその範囲内で取組をさせていただくということになっています。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(承認)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ご承認いただきました。</p> <p>次にまいります。</p> <p>第11号議案「朝倉市教育支援センター運営委員会委員の委嘱の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第11号議案 説明》</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。ご承認いただきました。</p> <p>議案はこれで終わります。</p> <p>次は協議事項の方にまいります。「各種委員等の選出について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《協議事項 説明》</p>

教育長	説明が終わりました。 それでは、選出についての協議をお願いします。
各教育委員	— 協議 — ・朝倉市緑化推進協議会委員 ⇒ 井手委員 ・朝倉市人権作品コンクール審査員 ⇒ 鹿毛委員
教育長	それでは各種委員等の選出について、「朝倉市緑化推進協議会委員」には井手委員、それから「朝倉市人権作品コンクール審査員」には鹿毛委員を選出するということになりました。よろしくをお願いします。 次にその他へまいります。事務局から説明をお願いします。
事務局	《その他 説明》
教育長	それでは、これをもちまして令和2年第6回朝倉市教育委員会を終了いたします。 お疲れさまでした。

令和2年 第7回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時	令和2年5月26日（火） 15時04分～16時07分	
会 場	ピーポート甘木 2階 第2学習室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）	小川 孝文（委員） 内藤 主税（委員）
事務局	高木 昌己（教育部長） 藤森 直人（教育課長） 石橋 孝一郎（教育課参事）	仲山 英俊（文化・生涯学習課長） 橋本 知之（教育課主幹参事） 中村 守康（教育課総務係長）
議 事	第12号議案 朝倉市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について 第13号議案 朝倉市社会教育委員の委嘱について 第14号議案 甘木歴史資料館協議会委員の委嘱について 第15号議案 令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について 第16号議案 朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について	
協議事項	な し	
報告事項	・交通事故及び物損事故による損害賠償について	
そ の 他	・令和2年度朝倉市教育施策要綱の配布について	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第7回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしく申し上げます。</p> <p>第12号議案「朝倉市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第12号議案 説明》</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。何かご質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
A委員	<p>この議案が社会教育になっていますので、社会教育委員の方々がこれに最初から携わっていただくといいのではないかと思いますので、よろしくお願 いしたいと思います。</p>
事務局	<p>当然いろいろなことを相談していきたいと思ひますし、場合によってはそうい った役割を担っていただくことも検討していきたいと思ひています。</p>
教育長	<p>ほかにごございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採決に移ります。原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお 願ひします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。本件は、原案のとおり可決されました。 次にまいります。</p> <p>第13号議案「朝倉市社会教育委員の委嘱について」、事務局から説明をお 願ひします。</p>
事務局	<p>《第13号議案 説明》</p>
教育長	<p>それでは説明が終わりました。この件につきまして、ご質問・ご意見等があ りましたらお願いいたします。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採決に移ります。原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお 願ひします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。本件は、原案のとおり可決されました。 次にまいります。</p> <p>第14号議案「甘木歴史資料館協議会委員の委嘱について」、事務局から説 明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第14号議案 説明》</p>
教育長	<p>それでは説明が終わりました。この件につきまして、ご質問・ご意見等があ りましたらお願いいたします。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採決に移ります。原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお 願ひします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>

教育長	<p>ありがとうございました。本件は、原案のとおり可決されました。次にまいります。</p> <p>第15号議案「令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第15号議案 説明》</p>
教育長	<p>それでは説明が終わりました。この件につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
A委員	<p>子育て支援事業でお米10kgを配るとのことですが、具体的にはどういうふうな運搬方法、支給方法なのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらの支給方法については、就学援助を受けているご家庭に関して、お米の引換券を簡易書留で郵送したいと考えています。</p> <p>送付時期については、準備ができ次第すぐに送付する予定で、引き換えについては、6月4日以降から7月末までを予定しているところです。</p> <p>引き換え場所については、市内3か所を設けておまして、甘木地域ではJAきばる、朝倉地域が三連水車の里あさくら、杷木地域がファームステーションバサロ、こちらの3か所にその券を持って行って引き換えるような形をとるとのことです。以上です。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
B委員	<p>今のお米券ですけれど、これは世帯ごとですか、1人あたりですか。</p>
事務局	<p>こちらは就学援助を受けているお子さん1人につき10kgということで、お子様が2人の家庭でしたら20kgということになります。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。本件は承認されました。次にまいります。</p> <p>第16号議案「朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第16号議案 説明》</p>
教育長	<p>それでは説明が終わりました。この件につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採決に移ります。原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。本件は、原案のとおり可決されました。議案はこれで終わります。</p> <p>次は報告事項の方にまいります。「交通事故及び物損事故による損害賠償に</p>

	ついて」、事務局から説明をお願いします。
事務局	《報告事項 説明》
教育長	交通事故及び物損事故による損害賠償について、3件の報告がありました。 これにつきまして、何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。 それでは、その他へまいります。事務局から説明をお願いします。
事務局	《その他 説明》
教育長	それでは、これもちまして令和2年第7回朝倉市教育委員会を終了いたします。 お疲れさまでした。

令和2年 第8回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時	令和2年6月29日（月） 15時02分～15時51分	
会 場	ピーポート甘木 2階 第6学習室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 内藤 主税（委員）	井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）
事務局	高木 昌己（教育部長） 藤森 直人（教育課長） 石橋 孝一郎（教育課参事）	仲山 英俊（文化・生涯学習課長） 橋本 知之（教育課主幹参事） 中村 守康（教育課総務係長）
議 事	第17号議案 財産の取得に関する意見の申出の臨時代理について 第18号議案 甘木歴史資料館協議会委員の委嘱について	
協議事項	・新型コロナウイルス感染症対策に伴う夏季休業期間の変更について	
報告事項	・令和2年度（令和元年度対象）教育委員会の自己点検・評価に係る知見の活用について ・令和2年6月議会について	
そ の 他	（教育課） ・令和2年度第1回総合教育会議の日程について（文化・生涯学習課） ・ぴあら7月1日号について	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第8回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしく申し上げます。</p> <p>さて、ご承知のとおり、小川孝文教育委員が6月23日をもって教育委員の任期満了となりました。後任の教育委員は現在開会中の6月議会最終日（7月1日）に市長から提案される予定となっておりますので、本日は教育委員3名での開催となります。</p> <p>議案綴に予定されている項目に入ります前に、「教育長職務代理者の指名について」を議題として話をさせていただきます。</p> <p>なお、本件につきましては、人事案件となりますので、初めに会議の非公開について発議をいたします。</p> <p>本件を非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
各教育委員	はい。（全員挙手）
教育長	<p>全員の賛成により、本発議は可決されました。 よって、本件は非公開といたします。</p>
	<p>【非公開】</p> <p>「教育長職務代理者の指名について」</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づく教育長職務代理者として「井手千章教育委員」を指名</p>
教育長	<p>では、次にまいります。</p> <p>第17号議案「財産の取得に関する意見の申出の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	《第17号議案 説明》
教育長	それでは説明が終わりました。この件につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この件についてご承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	はい。（全員挙手）
教育長	<p>ありがとうございます。本件はご承認いただきました。</p> <p>次にまいります。</p> <p>第18号議案「甘木歴史資料館協議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	《第18号議案 説明》
教育長	それでは説明が終わりました。この件につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採決に移ります。原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各教育委員	はい。（全員挙手）

教育長	<p>ありがとうございました。本件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案はこれで終わります。</p> <p>協議事項に入ります。「新型コロナウイルス感染症対策に伴う夏季休業期間の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《協議事項 説明》</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。何かご質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
A委員	<p>朝倉市は夏季休業期間が9日間で、小学校については毎週水曜日の4日間を臨時休業とするということですが、他の市町村も小学校と中学校で休業期間は違うのでしょうか。</p>
事務局	<p>他の市町村において、朝倉市のように小学校・中学校で違った形の休業期間を設けている話は聞いておりません。</p> <p>県内60市町村ありますが、ホームページで調査をしましたところ、46市町村の平均が約15日になっています。</p>
教育長	<p>ほかにごございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。ご承認いただきました。</p> <p>それでは4番の報告事項にまいります。</p> <p>「令和2年度(令和元年度対象)教育委員会の自己点検・評価に係る知見の活用について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《報告事項 説明》</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、次に「令和2年6月議会について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《報告事項 説明》</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、その他へまいります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《その他 説明》</p>
教育長	<p>それでは、これをもちまして令和2年第8回朝倉市教育委員会を終了いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

令和2年 第9回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時	令和2年7月28日（火） 15時03分～17時00分	
会 場	ピーポート甘木 2階 第2学習室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 内藤 主税（委員） 上原 実二（委員）	井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）
事務局	高木 昌己（教育部長） 藤森 直人（教育課長） 石橋 孝一郎（教育課参事）	仲山 英俊（文化・生涯学習課長） 橋本 知之（教育課主幹参事） 中村 守康（教育課総務係長）
議 事	第19号議案 令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について	
協議事項	・令和2年度（令和元年度対象）教育委員会の自己点検・評価報告書について	
報告事項	な し	
そ の 他	(教育課) ・教育委員の充て職について ・令和2年度第1回朝倉市総合教育会議について (文化・生涯学習課) ・ぴあら8月1日号について	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第9回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしく申し上げます。</p> <p>第19号議案「令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第19号議案 説明》</p>
教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、何かご質問・ご意見がある方はお願いします。</p>
A委員	<p>修学旅行の件ですが、特別活動として学校側の対応は大変重要であると思っています。このような状況ですので、学校側としては保護者の意見をまとめなければならないし、大変だと思いますが、GoToキャンペーンでは、修学旅行でも補助が出ると聞いておりますし、十分精査していただいて活用ができればと思っています。</p>
事務局	<p>その点につきましては、十分に学校側と話をしたうえで対応してまいりたいと思っています。</p>
A委員	<p>はい、わかりました。</p>
教育長	<p>ほかにごございませんでしょうか。無いようでしたら採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各教育委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>第19号議案「令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について」、承認される方は挙手をお願いします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。本件は承認されました。</p> <p>それでは次へまいります。</p> <p>3番の協議事項です。</p> <p>「令和2年度(令和元年度対象)教育委員会の自己点検・評価報告書について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《協議事項(総論、学校教育) 説明》</p>
教育長	<p>それでは、学校教育までの説明が終わりました。この点につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。</p> <p>ではここで、前年度の評価点を外していることについて説明してください。</p>
事務局	<p>各ページの評価点がそれぞれありますけれども、例年であれば今年度の評価点の下にかっこ書きで前年度の評価点を示して2段書きでの比較ができるようにしていました。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、本年度は項目の全体見直しを行っていますので、近い項目は比較できるものもありますが、大きく変わっている項目もありまして、前年度評価がうまく当てはまらないことから、前年度評価点は削除して今年度の評価点のみの表示としています。なお、来年度以降は、また2段書きに戻すよう予定しています。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>

	<p>前年度分の表示があるとわかりやすかったのですが、今年度は今申し上げましたような理由で変わっています。すこしわかりにくいところもあると思いますが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、次に進ませていただきます。また後でありましたらその時に出してください。</p> <p>では、次の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《協議事項（生涯学習・生涯スポーツ） 説明》</p>
教育長	<p>それでは、生涯学習・生涯スポーツの部門の説明が終わりました。この点につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。</p>
A委員	<p>38ページ、学習活動の支援の中で、お茶の間学習の指導者の登録者数、自主学習団体数、学習者数、すべて前年度よりも落ち込んでいますが、これに対する原因の分析等ができていれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>まず一つに、お茶の間学習ということで始めたのですが、もっと深めたい、回数を増やしたい、専門的にやりたいなどの理由で、自主的なサークルとしてお茶の間学習から移行した団体があります。一方では、高齢化により辞められる団体もあります。そういったことによる減少です。</p>
教育長	<p>他にございませんか。</p>
B委員	<p>41ページの活動組織・団体の育成で、朝倉市スポーツ少年団の団員数と指導者数がかなり減ってきています。その改善策として、指導者のことしか挙げられていないので、団員が入りやすくなるような改善策をお願いしたい。例えばインターネットで市のホームページに各スポーツ少年団の紹介があるのですが、それが大変見にくい。そこに行きつくまでが大変。そういうことで、団員募集をかけられるような施策を今後の改善策に入れていただけないかとの要望です。</p>
事務局	<p>検討して改善できるものは改善していきたいと思います。</p>
教育長	<p>改善策を書き込むことについてはいかがですか。</p>
事務局	<p>募集についての問題点等を拾い上げて、改善策に盛り込みたいと思います。</p>
教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p> <p>それでは「文化」の方にまいります。</p>
事務局	<p>《協議事項（文化） 説明》</p>
教育長	<p>それでは、文化の部門の説明が終わりました。この点につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。</p>
A委員	<p>50ページ、天然記念物の中に昨年度までは「杷木のキンメイチク」が上がっていたと思います。今年は消えているということは、もう再生の見込みがないという判断をしたのかどうか、その辺りはどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>竹ですので、再生の見込みが絶対ないという見方はしていません。災害を受けての調査等は行っていますが、昨年度に関しては調査等はしていません。</p>

	専門的に無理というような結論は出していません。
A委員	また再生すれば、天然記念物として復活するということでもいいですか。
事務局	そうです。
教育長	ほかに文化の部門でございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、全体を通して、何かご意見がありましたらお願いします。 それでは、先ほど意見が出たところは取り入れて、また修正することを踏まえまして、ご承認いただけますでしょうか。 承認いただける方は挙手をお願いいたします。
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	はい、ありがとうございます。ご承認いただきました。 それでは、協議事項は終わります。 その他の項目にまいります。
事務局	《その他 説明》
教育長	それでは、これをもちまして令和2年第9回朝倉市教育委員会を終了いたします。 お疲れさまでした。

令和2年 第10回 朝倉市教育委員会（臨時会）会議録要旨

日 時 令和2年8月6日（木） 15時02分～15時37分

会 場 ピーポート甘木 2階 第2学習室

出席委員 宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員）
内藤 主税（委員） 鹿毛 美和（委員）
上原 実二（委員）

事務局 高木 昌己（教育部長） 藤森 直人（教育課長）
橋本 知之（教育課主幹参事） 石橋 孝一郎（教育課参事）
中村 守康（教育課総務係長）

議 事 第20号議案 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について

協議事項 ・委員の選出について

報告事項 な し

その他 な し

教育長	<p>ただいまから、令和2年第10回朝倉市教育委員会臨時会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、はじめに、会議の非公開について発議をいたします。</p> <p>本日の議題であります第20号議案「令和3年度使用中学校教科用図書の採択について」につきましては、会議を公開することにより、委員による率直な意見の交換や委員会の意思決定の中立性を妨げる恐れがあることから、非公開とすることを求めます。</p> <p>それでは、この発議に対する採決をいたします。第20号議案を非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	<p>ありがとうございました。全員の賛成により本発議は可決されました。</p> <p>よって、第20号議案は非公開といたします。</p>
	<p>第20号議案「令和3年度使用中学校教科用図書の採択について」</p> <p>〔原案可決〕</p>
教育長	<p>次の項目、協議事項にまいります。</p> <p>「委員の選出について」をお願いいたします。</p>
事務局	《協議事項 説明》
教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは、選出についての協議をお願いします。</p>
各教育委員	<p>— 協議 —</p> <p>・朝倉市民生委員推薦会委員 ⇒ 上原委員</p>
教育長	<p>「朝倉市民生委員推薦会委員」には上原委員を選出するということになりました。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これもちまして令和2年第10回朝倉市教育委員会臨時会を終了いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

令和2年 第11回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時 令和2年8月20日（木） 10時02分～10時28分

会 場 ピーポート甘木 2階 第2学習室

出席委員 宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員）
内藤 主税（委員） 鹿毛 美和（委員）
上原 実二（委員）

事務局 高木 昌己（教育部長） 仲山 英俊（文化・生涯学習課長）
藤森 直人（教育課長） 橋本 知之（教育課主幹参事）
石橋 孝一郎（教育課参事） 中村 守康（教育課総務係長）

議 事 第21号議案 財産の取得に係る意見の申出について
第22号議案 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価について

協議事項 な し

報告事項 な し

そ の 他 （教育課）
・令和2年度第1回朝倉市総合教育会議について
・令和2年度学校訪問について
（文化・生涯学習課）
・ぴあら9月1日号について

教育長	<p>ただいまから、令和2年第11回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしく申し上げます。</p> <p>第21号議案「財産の取得に係る意見の申出について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第21号議案 説明》</p>
教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、何かご質問・ご意見がある方はお願いします。</p>
A委員	<p>実際に今回落札された会社の実績等はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回は小学校の1年生から4年生までと中学校の2・3年生を対象としたものですが、落札された業者はその前段で行われました小学校の5・6年生と中学校1年生の入札において落札している業者であり、過去にもパソコン等の納入に関しては実績のある業者です。以上です。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
A委員	<p>ちなみに、他市町村等の実績はあるのでしょうか。</p>
教育課長	<p>手元に他市町村の実績の資料等は持ち合わせておりませんが、過去に本市におきましては、本庁の端末入札の納入について実績のある業者となっています。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。ほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>それでは第21号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>それでは次へまいります。</p> <p>第22号議案「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第22号議案 説明》</p>
教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、何かご質問・ご意見がある方はお願いします。</p> <p>では私から、外部意見書で「総合評価の記載について」の意見が出されていますが、これについては、どのような形で改善していったらいいと、今の段階で考えているかを話してください。</p>
事務局	<p>外部意見書では「総括が文章で記されているとわかりやすいのではないかと考えます。」と述べられていますので、これに基づいて文章で書けるように整理していけたらと考えています。</p>
教育長	<p>項目を作るとのことですか。</p>
事務局	<p>評価点の取りまとめの記載を今回追加しましたので、それと併せた状態で一体的に書くべきではないかと思っておりますが、まだそこまでの具体的検討はしておりません。</p>
教育長	<p>そのようなことを考えているということです。</p>

	<p>ほかにありましたらお願いいたします。</p> <p>なければ採決へ移ってよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、第22号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	<p>ありがとうございました。本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>では、その他の項目にまいります。</p>
事務局	《その他 説明》
教育長	<p>それでは、これをもちまして令和2年第11回朝倉市教育委員会を終了いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

令和2年 第12回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時	令和2年9月29日（火） 14時42分～16時14分	
会 場	ピーポート甘木 2階 第2学習室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 内藤 主税（委員） 上原 実二（委員）	井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）
事務局	高木 昌己（教育部長） 藤森 直人（教育課長） 石橋 孝一郎（教育課参事）	仲山 英俊（文化・生涯学習課長） 橋本 知之（教育課主幹参事） 中村 守康（教育課総務係長）
議 事	第23号議案 令和元年度教育費歳入歳出決算に関する意見の申出の臨時代理について 第24号議案 令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について 第25号議案 朝倉市立学校修学旅行支援事業補助金交付要綱の制定について 第26号議案 朝倉市指定有形文化財の指定解除について	
協議事項	な し	
報告事項	・令和2年9月議会について	
そ の 他	(教育課) ・令和2年度学校訪問について ・北筑後市町村教育委員会連絡協議会研修会等の開催見送りについて ・令和2年度福岡県市町村教育委員会連絡協議会教育委員研修会の中 止について (文化・生涯学習課) ・アビスパ福岡とのフレンドリータウン協定の締結について ・ぴあら10月1日号について	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第12回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしく申し上げます。</p> <p>第23号議案「令和元年度教育費歳入歳出決算に関する意見の申出の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第23号議案 説明》</p>
教育長	<p>それでは、説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、何かご質問・ご意見がある方はお願いします。 特にございませんでしょうか。</p> <p>それでは第23号議案について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。本件は承認されました。</p> <p>それでは次へまいります。</p> <p>第24号議案「令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第24号議案 説明》</p>
教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、何かご質問・ご意見がある方はお願いします。</p>
A委員	<p>豪雨災害により合併特例債の期限が伸びたと聞きましたが、いつまでになったのでしょうか。</p>
事務局	<p>令和7年度までに延長されています。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>それでは第24号議案について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。本件は承認されました。</p> <p>それでは次へまいります。</p> <p>第25号議案「朝倉市立学校修学旅行支援事業補助金交付要綱の制定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第25号議案 説明》</p>
教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、何かご質問・ご意見がある方はお願いします。 よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、第25号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>それでは次へまいります。</p>

	第26号議案「朝倉市指定有形文化財の指定解除について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	《第26号議案 説明》
教育長	説明が終わりました。 この件につきまして、何かご質問・ご意見がある方はお願いします。
A委員	今回指定解除する「久保島の石造桁橋」はどこにありますか。
事務局	天理教朝倉教会の前の道を甘木方面に向かい、荷原川に架かっていた橋です。
教育長	あとのことが何か決まっているなら説明してください。
事務局	御影石で造られた橋でしたので、道幅も狭く車も離合できないような広さでした。県道でしたので拡幅工事をするということで、立ち退きなどもあるようです。コンクリートの橋が架かるようになるということです。 護岸工事も含めて、いま災害復旧工事が行われております。
教育長	橋げたの石について、何か報告するようなことがありますか。
事務局	御影石は折れたりして流された分などがありますので全部は回収できていないのですが、三奈木コミュニティからその石をオブジェやイス代わりに休んだりするようなものとして置いたらどうかというような話が出ております。できるだけ残しておきたいということでいま考えております。
教育長	ほかにございませんでしょうか。 それでは、第26号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	ありがとうございました。本件は原案のとおり可決されました。 それでは次に報告事項にまいります。 「令和2年9月議会について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	《報告事項 説明》
教育長	はい、説明が終わりました。 これにつきまして、何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。 それでは、その他へまいります。事務局から説明をお願いします。
事務局	《その他 説明》
教育長	それでは、これをもちまして令和2年第12回朝倉市教育委員会を終了いたします。 お疲れさまでした。

令和2年 第13回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時	令和2年10月27日（火） 15時03分～15時30分	
会 場	ピーポート甘木 2階 第2学習室	
出席委員	宮崎 成光（教育長） 内藤 主税（委員） 上原 実二（委員）	井手 千章（委員） 鹿毛 美和（委員）
事務局	高木 昌己（教育部長） 藤森 直人（教育課長） 中村 守康（教育課総務係長）	仲山 英俊（文化・生涯学習課長） 橋本 知之（教育課主幹参事）
議 事	第27号議案 朝倉市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について	
協議事項	な し	
報告事項	・久留米市外三市町高等学校組合教育委員会委員の推薦について	
その 他	(教育課) な し (文化・生涯学習課) ・ぴあら11月号について	

教育長	<p>ただいまから、令和2年第13回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしく申し上げます。</p> <p>第27号議案「朝倉市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第27号議案 説明》</p>
教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、何かご質問・ご意見がある方はお願いします。</p>
A委員	<p>話は分かりましたが、例えば地区のコミュニティが陸上競技場を借りて町民体育祭をしたい場合に、申請すれば全額減免になる。そういうことですか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。それ以外にはスポーツイベントなどですね。大がかりなものではないとしても、体育館の中でステップ運動をしましょうとか、そういったコミュニティ主催で行うようなときです。コミュニティの実施ということを想定しています。</p>
A委員	<p>コミュニティの中にいろいろな組織があるのですが、地区のコミュニティセンターが、この組織が使いますということでも可能ですか。</p>
事務局	<p>可能と考えています。</p>
A委員	<p>そうしたら、手続きはどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請については、申請用紙がありますので窓口で記入していただくこととなります。普通に手続きしていただいたうえで、減免対象の団体であるので全額減免が適用されるということとなります。</p>
A委員	<p>非常にいいことですが、なぜ今回制定したのですか。</p>
事務局	<p>現在は申請が出て、この規則にない規定については1件1件決裁を取る事務的処理が必要になります。十数件のコミュニティ組織がある中で、先ほど説明しましたように事務の煩雑さを避けること、それなら明らかにコミュニティの組織、コミュニティ会長名で申請があっているものを、わざわざ毎回決裁を取る必要もないということで、この規則を改正するものです。</p> <p>規則に明記することで、申請があればこの規則に基づいて、その段階で全額減免になりますという判断ができるということです。</p>
教育長	<p>私の方から、補足説明をお願いします。</p> <p>先ほどA委員から、コミュニティの中にいくつも組織があると言われましたが、その組織が使おうとするときには、どのように申請するかということです。</p> <p>例えば申請書は組織名で出すのか、コミュニティの会長名で出すのか、そのあたりの手続きのところを説明していただけませんか。</p>
事務局	<p>申請については、コミュニティの会長名で提出していただくことを考えています。コミュニティの事業として実施するものを想定しています。</p>
教育長	<p>会長の責任において出すということですね。</p> <p>ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>

	<p>それでは、第27号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>それでは次に報告事項にまいります。</p> <p>「久留米市外三市町高等学校組合教育委員会委員の推薦について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《報告事項 説明》</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、その他へまいります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《その他 説明》</p>
教育長	<p>それでは、これをもって令和2年第13回朝倉市教育委員会を終了いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

令和2年 第14回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時 令和2年11月20日（金） 15時03分～15時40分

会 場 ピーポート甘木 2階 第2学習室

出席委員 宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員）
内藤 主税（委員） 鹿毛 美和（委員）
上原 実二（委員）

事務局 高木 昌己（教育部長） 仲山 英俊（文化・生涯学習課長）
藤森 直人（教育課長） 橋本 知之（教育課主幹参事）
石橋 孝一郎（教育課参事） 中村 守康（教育課総務係長）

議 事 第28号議案 朝倉市立小・中学校におけるタブレット端末使用規程
の制定について

協議事項 な し

報告事項 な し

そ の 他 （教育課）
・宮崎教育長の「令和2年度地方教育行政功労者表彰」の受賞について

（文化・生涯学習課）
・ぴあ12月号について

教育長	<p>ただいまから、令和2年第14回朝倉市教育委員会を開催いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>第28号議案「朝倉市立小・中学校におけるタブレット端末使用規程の制定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第28号議案 説明》</p>
教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、何かご質問・ご意見がある方はお願いします。</p>
A委員	<p>第9条第2項について2つ質問です。1つは毀損、紛失・盗難等が自己責任じゃなかった場合はどうなるのかなということ、もう1つは壊れたときに、A君は弁償したけれど、C君はしなかったという差ができないかということです。</p> <p>第2項の最後に「ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当の代価を減額し、又は免除することができる」と書いてあります。</p> <p>これは、保護者の収入の差によってということですかね。ここのところがよく分からないので説明をお願いします。</p>
事務局	<p>故障等があった場合、故意か故意でないかという判断については、聞き取り等によって行われるものとしています。実際に確認ができたものについて、例えばお子さん自体が投げたとか、壊したとか、そういうものであれば故意に該当することになると思います。</p> <p>それ以外で、持っていて通常通り運んでいて壊れていたとか、そういった実際に判別がつかない場合については、学校と聞き取りを行いながら、それぞれに個別に対応していきたいと思っています。</p> <p>あと「ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当の代価を減額し、又は免除することができる」という内容につきましても、実際に学校と保護者と聞き取り等を行いながら、どのあたりまでが使用者の責任であるかということをお話し合いながら、減額するものあるいは修理代金を支払ってもらいたいということを決めたいということで、こちらを定めているところです。</p>
A委員	<p>「ただし」から後ですけど、保護者の収入によって判断するということなのですか。</p>
事務局	<p>収入等についての判断はないところです。あくまでも取扱い上で生じた行為等によって、故意か、過失か、機械自体が悪いのか、判別がつかないのか等により、減額や免除の判断になるものです。収入によるところではないということです。</p>
A委員	<p>わかりました。ただ、私が言いたいのは、学校の先生では判断するのは難しいのではないかということです。この子はこうだとか、この子はとか、その境が。逆にそうだったならば、故意であればすべて弁償とか書いた方がいい気がするのですよ。</p>

事務局	<p>補足をさせていただきます。故障等があった場合は、必ず教育委員会に報告が上がってきます。だからその段階で、この案件がどういう状況なのかということに基づいて、教育委員会が判断します。原則はやはり公共物を壊せばその毀損の責任は出てくるわけですので、それを原則として、ただし履行については、教育委員会がもし何らかの事情等みるべきものがあるならば、教育長の判断でその分は減額したりとか、免除にしたりとか、そういう方法が出てくるということでお考えいただければと思います。教育委員会が必ず関わることですので、学校の先生が判断するようなことはありえませんが、ご心配いらないと思います。最後は、教育委員会が決裁を取って判断をするということです。</p>
教育長	<p>はい、ほかにございませんでしょうか。無いようでしたら私の方からお伺いしてよろしいですか。第7条の2の(2)「信頼できるWi-Fi以外への接続」というのが禁止事項に入っています。それから(7)「利用が許可されていないファイルへのアクセス」という表現がしてありますが、この信頼できるWi-Fiや利用が許可されていないファイルというのは、何か明示しておくということですか。これはどんなふうに解したらよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらは具体的には使用する段階でお示しするところです。このWi-Fiというのが、各学校でのWi-Fi環境及び家庭に持ち帰っての家庭での環境、それ以外は基本的にないところで想定しておりますけれども、そのあたりについては具体的に対応する段階でお示しする予定としているところです。</p> <p>あとは利用が許可されていないファイルへのアクセス、これについても具体的に、実際に利用ができるファイルを示して、それ以外はアクセスしないことにするところです。</p>
教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
B委員	<p>先ほどの第7条ですけど、(10)で、禁止事項で「児童等によるアプリインストール」と書いてあるのですが、これはインストールができるような状態なのですか。</p>
事務局	<p>実際にやろうと思えば、やり方によってはできるかと思われまので、そういったことがないように規制するものです。ある程度できないような加工等ができるのであれば、対応したいと考えておりますが、具体的な内容についてはまた後日お知らせしたいと思います。</p>
A委員	<p>第6条に「タブレットを校外に持ち出す場合」とあります。これは多分修学旅行とか社会科見学とかで使うということなのでしょうが、将来は自宅に持って帰って使うようなことが起こるのではないかと思うのですが、そのところはどのようなのでしょう。</p>
事務局	<p>当初については、児童生徒が自宅に毎日持って帰るということは想定していませんが、今後またコロナで臨時休業になるなど、そういったところも含めて、持ち帰って学習ができるような環境を作ることは考えていると</p>

	<p>ころです。</p>
教育長	<p>ほかに何かございませんでしょうか。事務局の方で何か今の質問を聞きながらこれは付け加えて説明した方がいいと思われるようなことはありますか。</p>
事務局	<p>今のA委員の質問のことですけれども、基本的にまだ学校で慣れていただく期間がありますので、その間は自宅に持ち帰らせるというのは時期尚早だろうというところで考えています。ある程度使えるようになって、子ども達も先生方も使えるようになってということを前提としておりますけれども、ただ不登校あるいは長期病休でどうしても学校に来られない児童生徒については、早めの対応を考えていかなければいけないなというところは考えています。自宅への持ち帰りを完全禁止をしているわけではありませんので、少しずつ融通をきかせながらやっていきたいと思っています。</p>
教育長	<p>いまの説明があって、少しわかったことがあるので質問させてもらいますが、タブレットが使えるようになって子供さんに持ち帰らせるようになると、コロナとか不登校の子供さんには家庭で使えるようにするという取り組みは、備品という点からいうと、タブレットの充電機器がありますよね。あれは学校に設置すると理解しているのですが、持ち帰って不登校の子供さんが学校へ持って来るということは、子供さんはなかなか難しいなと思いますが、それはある器具を買ったら家庭で充電できるとか、そのあたりはどうでしょうか。情報がわかったら教えていただけますか。</p>
事務局	<p>スマートフォンや携帯電話を充電する器具がありますよね。ああいうものがありますので、家庭で充電できる器具も一緒に貸し出すことになると思います。</p>
教育長	<p>ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、第28号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>それではその他へまいります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《その他 説明》</p>
教育長	<p>それでは、これをもちまして令和2年第14回朝倉市教育委員会を終了いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

令和2年 第15回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時 令和2年12月22日（火） 15時04分～16時12分

会 場 甘木歴史資料館 1階 研修室

出席委員 宮崎 成光（教育長） 井手 千章（委員）
内藤 主税（委員） 鹿毛 美和（委員）
上原 実二（委員）

事務局 高木 昌己（教育部長） 仲山 英俊（文化・生涯学習課長）
藤森 直人（教育課長） 橋本 知之（教育課主幹参事）
石橋 孝一郎（教育課参事） 中村 守康（教育課総務係長）

議 事 第29号議案 令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について

協議事項 な し

報告事項 ・文化財防火訓練について
・令和2年12月議会について

そ の 他 （教育課）
・令和2年度第2回総合教育会議について
・令和2年度小・中学校卒業式について

（文化・生涯学習課）
・第15回朝倉市成人式について
・ぴあら1月号について

教育長	<p>ただいまから、令和2年第15回朝倉市教育委員会を開催いたします。 よろしく申し上げます。</p> <p>第29号議案「令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出の臨時代理について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第29号議案 説明》</p>
教育長	<p>説明が終わりました。最初に教育課の方につきまして、何かご質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
A委員	<p>初歩的なことで申し訳ありませんが、小中学校の特別教室とはどういうところですか。</p>
事務局	<p>今回補正で予定しています特別教室というのは、主に理科室と音楽室です。今回予定しているのが、中学校の6校ありますうちの16教室について予定しています。</p> <p>学校としましては、十文字中・南陵中・秋月中については理科室と音楽室に1教室ずつ、甘木中については、理科室や音楽室が多いので、理科室が3教室、音楽室が2教室、杷木中については理科室に2教室、こちら音楽室はすでについておりますので今回つけません。比良松中については、理科室が2教室ありますので2教室に設置、音楽教室に1教室設置という予定で、全部で16台設置する予定です。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。ほかにありましたらどうぞお願いします。</p> <p>無いようでしたら、次に文化・生涯学習課の方で何かご質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各教育委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>それでは、第29号議案につきましてご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ご承認いただきました。</p> <p>それでは議案はこれで終わります。報告事項へまいりたいと思います。</p> <p>報告事項は、「文化財防火訓練について」と「令和2年12月議会について」の2件ございます。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《報告事項 説明》</p>
教育長	<p>報告事項の説明が終わりました。</p> <p>まず、文化財防火訓練の担当について案が出されていますので、これでいいかどうか確認していきたいと思います。</p> <p>案では、7時30分から秋月の旧田代家住宅が鹿毛委員、9時から甘木の須賀神社が内藤委員、10時20分から古毛の下古毛観音堂が上原委員、11時30分から志波の普門院が井手委員になっていますが、不都合があって交代した方がいいというような方がありましたでしょうか。</p>

B 委員	出初式は三役だけで一般団員は出場しないと言っているのですが、防火訓練はあるのでしょうか。取りやめる可能性もあるのですかね。
事務局	今のところは実施するというふうに聞いております。
B 委員	取りやめる可能性も無きにしも非ずということですか。
事務局	そうですね。状況によってはあるかもしれませんが、外であることなどから今のところはあると思います。
教育長	今のところでは実施されるだろうということのようです。担当割のところはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
各教育委員	はい。
教育長	では、そのようにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。 それでは2番目に議会の報告をいたしました。これにつきまして、何かご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。
B 委員	小島議員の小田茶臼塚古墳保存整備事業ですが、道路というのはあの古墳の前の道路だと思います。これを機に小田の信号を1つの信号にした方がいいのでは。そういう話が出ていませんか。
事務局	おっしゃるとおり地元からは声は上がっているのですけれども、市道と県道田主丸線の調整がなかなか難しいということを聞いています。また、あまり変則になりますと事故が起こりやすいという面がありますのでその辺もクリアしなければなりませんので、なかなか難しいようです。
教育長	はい、ほかに何かございませんでしょうか。
A 委員	大庭議員からの制服の自由選択性というのは、なぜこれが出てきたのかなと思うのですけれど、何かその説明がありましたでしょうか。
事務局	1番はトランスジェンダーですね。現在制服が変えられているのは標準服という言い方がされています。男子も女子も着ておかしくない、着て恥ずかしくない、そういう服が標準服ということで、選べる服が設定されています。ブレザーで女子もズボンが履ける、そういった選択もあります。もう1つは気候、女子のセーラー服ではスカートでは冬が寒いとのことで、この対策も兼ねて標準服とのことです。ジェンダーにとらわれずに、もう少し大きい視野のもとで服装の変更が考えられています。あくまでも子どもが選ぶということが前提ですので、その辺を教育委員会から押し付けてするのではなくて、学校・子ども・あるいは保護者の意見に基づいた変革が必要であれば、それに対応するというスタンスです。
教育長	はい、ほかにございませんでしょうか。報告事項はよろしいでしょうか。 それではその他へまいります。事務局から説明をお願いします。
事務局	《その他 説明》
教育長	それでは、これをもちまして令和2年第15回朝倉市教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。